

市政運営の総合指針 2020 の改定について

藤沢市市政運営の総合指針 2020 は、総合計画に替わるものとして、長期的な視点を踏まえて、市長任期にあわせた 4 年間に重点的に取り組むべき施策を明らかにする計画（重点化計画）として策定しているものですが、計画の最終年度である令和 2 年度に改定作業を進める必要があるため、その方法、スケジュール等について報告するものです。

1 改定の基本的な考え方

市政運営の総合指針 2016 及び市政運営の総合指針 2020 の策定趣旨、実行等の状況を踏まえ、次の基本的な考え方に基づいて見直し、新たな市政運営の総合指針を策定することで、改定を行います。

(1) 市長公約等の迅速な反映

市長の理念、公約等を迅速かつ柔軟に計画行政に反映させるため、令和 2 年度中の改定を目標とします。

(2) SDGs の視点を取り入れた長期ビジョンの明確化

SDGs の視点から本市の長期ビジョンについての議論を深め、めざす都市像や基本目標等を定めている基本方針の見直しを進めます。

(3) 各種の分析・評価、意見等の整理を踏まえた改定

市民意識調査結果の経年変化や事務事業評価、外部評価の結果、さらに、市民の意見、各種団体等からの意見など、広聴の結果を踏まえて改定します。

また、市議会からの意見や庁内各部局からの政策課題（短期・中長期）を踏まえて改定します。

(4) 関連計画等との連動

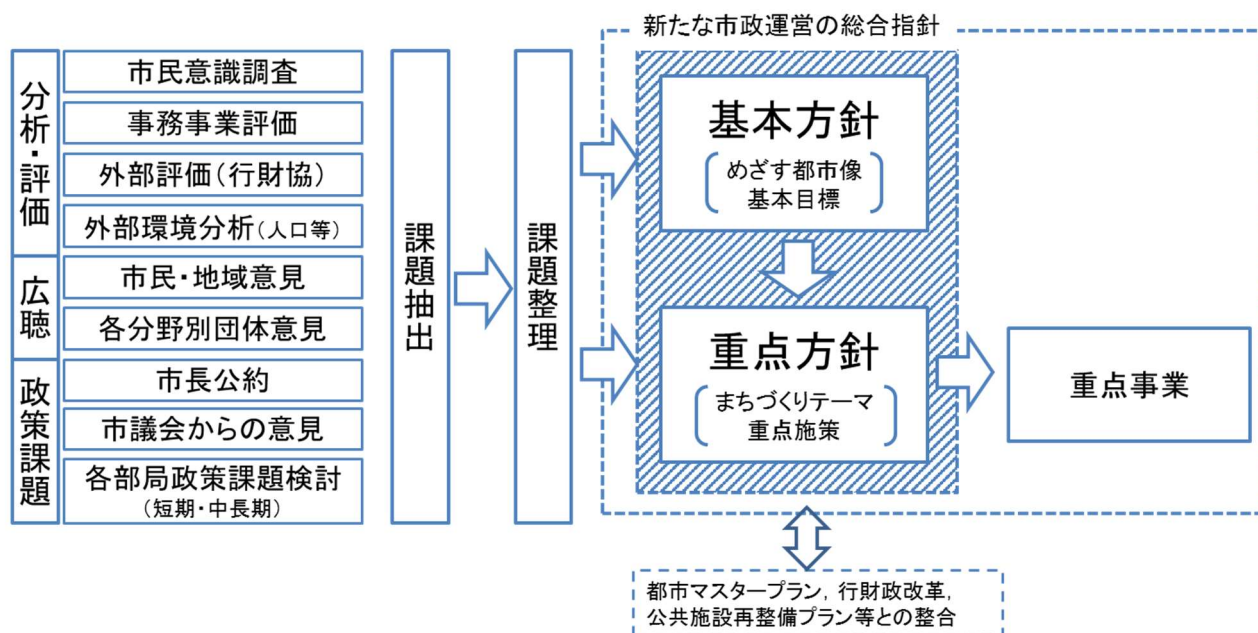
市政運営の総合指針の改定内容にあわせて、藤沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略を改定するとともに、SDGs 推進のための方針を定めます。

2 改定作業の概要

改定作業に当たっては、分析・評価、広聴、政策課題の検討による課題の抽出、整理と並行して、SDGs の視点を取り入れた長期ビジョンの明確化のための検

討を行います。その上で、長期的課題、喫緊の課題の集約、課題の緊急性、重要性の議論等を行い、基本方針となる「めざす都市像」と「基本目標」、重点方針となる「まちづくりテーマ」と「重点施策」を順に定め、重点事業を選定していきます。

なお、財政見通しを踏まえつつ、都市マスタープランや新たな行財政改革、公共施設再整備プラン等との整合を図ります。



(1) 課題の抽出と整理

ア 分析・評価

(ア) 市民意識調査によるめざす都市像・基本目標・重点施策等評価

総合指針2020のめざす都市像、基本目標、重点施策に関しては、経年変化を含めた市民意識調査結果を成果指標として、分析・評価を行い、課題を整理します。

(イ) 事務事業評価等による重点事業評価

総合指針2020の重点事業については、事務事業評価等により分析・評価を行い、課題を整理します。

(ウ) 外部評価

外部評価については、新たな行財政改革の検討とあわせて、行財政改革協議会において、課題や市の見解等を提示した上で、ご意見をいただく方向で進めます。

(エ) 外部環境の分析

平成29年度に実施した将来人口推計をベースに、本市の人口に関する分析、検討を行います。改めて、人口構造の変化がもたらす影響について整理し、改定の議論の前提となる環境の変化を示します。

イ 広聴

(ア) 市民・地域意見

市民ワークショップ、パブリックコメント、市民アンケート等により、広く市民からのご意見をいただき、長期ビジョンに関する意見を含め、傾向を分析し、課題を整理します。

(イ) 各分野別団体からの意見

経済団体や福祉団体など、各分野別に多様な団体から広くご意見をいただき、長期ビジョンに関する意見を含め、傾向を分析し、課題を整理します。

ウ 市長公約や市議会からの意見を踏まえた各部局政策課題検討

市長公約や市議会からのご意見等を踏まえて、各部局の政策課題について理事者ヒアリングを行い、課題を抽出、整理します。

また、各部局の政策課題の検討に当たっては、SDGsの視点も取り入れ、「サステイナブル」「スマート」「インクルーシブ」を共通テーマとして、長期的視点からの検討も進めます。将来予測と、それに基づく取組に限らず、藤沢らしさを未来につなげるための理想のまちの姿について議論を深め、基本方針への反映を図ります。

(2) 基本方針と重点方針の見直し

各種の分析・評価、広聴、政策課題の検討により抽出、整理した課題をもとに、基本方針と重点方針を見直します。基本方針については、SDGsの視点も取り入れた長期ビジョンとしての内容の充実を図りつつ、長期的視点から逆算して今から長期的に取り組むべき事項を検討し、基本目標の内容を見直します。重点方針については、令和3年度からの4年間に重点的に取り組むべき施策を、長期的視点からの逆算や直面する喫緊の重要課題から議論し、見直します。

(3) 重点事業の選定

関連計画等との整合を図りつつ、重点施策の実現に最も効果がある事業を中

心に、重点事業を選定します。

また、13地区における「地域の課題解決力を高める」ことにつながるよう、地域まちづくり事業については、各地区での検討を踏まえて、令和3年度以降も、市政運営の総合指針の重点事業に指定することとします。

3 改定体制

(1) 総合指針改定委員会

改定体制として、政策会議構成員による総合指針改定委員会を設置します。

(2) 全庁的な検討

基本的には改定委員会会議ごとに次回の検討テーマを設定し、部内会議、課内会議等の機会を活用した、組織的かつ全庁的な検討を図ります。特に主な検討テーマについては、意見を改定委員会に持ち寄り、事務局で集約することを想定しています。

また、長期的な課題とその対応については、中堅職員で構成するプロジェクトチームによる検討を行います。

4 改定のスケジュール

別紙のとおり、改定作業を進めます。

なお、市議会への報告については、概ね各定例会会期中に議員全員協議会の開催をお願いし、検討状況を、ご報告したいと考えています。

また、重点事業については、令和3年2月市議会定例会開会前にご説明し、基本方針の改定に当たっては、前回の改定と同様に、議案として上程させていただくことを想定しています。

以 上

(事務担当 企画政策部企画政策課)

